**給食配送員として勤務していただける方を募集します**

募集内容などは以下のとおりです。

1．募集内容

（1）職　名

給食配送員（地方公務員一般職）

（2）任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員パートタイム）

（3）募集人員

１人

（4）任用期間

令和7年9月～令和8年3月31日

※採用後1カ月は条件付採用となり、成績不良の場合は免職となります。

（5）次年度の任用

勤務成績により再度任用する場合があります。

（※機構改革や人員配置の見直しにより、職が廃止になった場合を除く）

（6）業務内容

山川学校給食共同調理場での給食配送車運転・維持管理、給食配送、給食配送用コンテナ清掃及び給食器具等の片付けに係る補助業務

（7）応募資格

次の要件をすべて満たした方とします。

①地方公務員法第16条の規定に基づき，以下に該当する方は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・みやま市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②普通自動車免許を有する者（ＡＴ限定可）（8Tの中型車の運転ができる事）

（8）勤務日数

週約3日程度のシフト制、週17時間15分勤務

※勤務をしない日　土曜・日曜・祝日・年末年始　給食業務の無い日

（９）勤務時間

1日　5時間45分

（10）勤務場所

みやま市山川学校給食共同調理場（みやま市山川町清水1525-2）

（11）報　　酬

時間給１，１８５円（勤務状況に応じて、別途、期末・勤勉手当、通勤費の支給あり）

（12）休暇制度

年次有給休暇など

（13）社会保険等

労災保険に加入

（14）兼業

業務に支障がない範囲での兼業は認めます。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律の適用となるため、職務の公正を確保する等の観点から営利企業への従事に関し、事前の届出が必要となります。

（15）服務

勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることになります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止、⑧営利企業への従事等の制限（パートタイム会計年度任用職員は対象外）です。

これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

※上記の報酬や休暇制度などは、本市の条例・規則によって規定されています。条例・規則などが改正された場合は、変更になることがあります。

※会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日～3月31日）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

2．応募について

（1）応募受付期間

令和7年7月25日（金）～令和7年８月８日（金）

（2）応募書類

以下の書類を持参、または郵送してください。

・会計年度任用職員申込書

・応募資格が証明できる書類の写し

（3）申込先

〒835-0192

みやま市山川町立山1278番地　みやま市役所　教育部　学校教育課　学校教育係

TEL：0944-32-9026

3．採用の方法

書類審査・面接により採用を決定します。

面接日　応募後連絡します　場所　みやま市役所　山川支所

採用内定者に対し連絡します

4．問い合わせ先

みやま市役所　学校教育課　学校教育係　TEL：0944-32-9026